

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目 次

規 則	ページ
知事が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則(三二・情報公開課)	1
秋田県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則(三二・人事課)	2
住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則(三三・市町村課)	2
秋田県立大学学則の一部を改正する規則(三四・科学技術課)	5
秋田県立大学短期大学部学則の一部を改正する規則(三五・科学技術課)	6
秋田県立大学大学院学則の一部を改正する規則(三六・科学技術課)	7
生活保護法施行細則の一部を改正する規則(三七・福祉政策課)	7
秋田県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則(三八・長寿社会課)	9
老人福祉法施行細則の一部を改正する規則(三九・長寿社会課)	9
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則(四〇・障害福祉課)	16
児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(四一・子育て支援課)	23
衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則(四二・健康対策課)	25
麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則(四三・医務薬事課)	25
薬事法施行細則の一部を改正する規則(四四・医務薬事課)	26
毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則(四五・医務薬事課)	27
秋田県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則(四六・医務薬事課)	27
歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則(四七・医務薬事課)	27
秋田県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則(四八・	

医務薬事課)	28
秋田県歯科衛生士修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則(四九・医務薬事課)	29
秋田県医師修学資金貸与条例施行規則(五〇・医務薬事課)	30
秋田県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則の一部を改正する規則(五一・県民文化政策課)	49
秋田県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則(五二・環境整備課)	49
主要農作物種子法施行細則の一部を改正する規則(五三・水田総合利用課)	49
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則(五四・森林整備課)	50
秋田県工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則(五五・商工業振興課)	50
秋田県高度技術研究所条例施行規則の一部を改正する規則(五六・商工業振興課)	50
秋田県高等学校定時課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則(五七・高校教育課)	51
訓 令	
秋田県人事事務取扱規程の一部を改正する訓令(三・人事課)	52
秋田県職員服務規程の一部を改正する訓令(四・人事課)	53
単純労務の職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令(五・人事課)	53
秋田県職務発明規程の一部を改正する訓令(六・科学技術課)	53
保育士、保育所等に関する事務に係る教育庁職員の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令(七・子育て支援課)	54

## 規 則

知事が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県知事職務代理人

秋田県副知事 西村 哲 男

秋田県規則第三十一号

知事が保有する行政文書の公開等に関する規則の一部を改正する規則

知事が保有する行政文書の公開等に関する規則(昭和六十二年秋田県規則第四十

号)の一部を次のように改正する。

様式第五号から様式第八号まで及び様式第十一号中「電話」を「電話番号」に、

この決定に不服がある場合の 救 済 方 法	この決定に不服がある場合は、この決定があつた翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第知事に異議申立てをすることができます。
--------------------------	--

たことを知った日の  
6条の規定により、

この処分に不服がある場合の  
救 済 方 法

- 1 この処分に不服が  
の翌日から起算して  
することができません
- 2 この処分の取消し  
翌日から起算して6  
秋田県を代表する者  
ができます。ただし  
起算して1年を経過  
とができません。
- 3 この処分について  
えは、異議申立てに  
起算して6月以内に  
であつても、決定の  
処分の取消しの訴え

ある場合は、この処分があつたことを知った日  
60日以内に、秋田県知事に対して異議申立てを  
。訴えは、この処分があつたことを知った日の  
月以内に、秋田県を被告として(訴訟において  
は、秋田県知事となります。)、提起すること  
、その期間内であつても、処分の日の翌日から  
したときは、処分の取消しの訴えを提起するこ  
とができる。

1の異議申立てをした場合の処分の取消しの訴  
対する決定があつたことを知った日の翌日から

提起することができます。ただし、その期間内  
日の翌日から起算して1年を経過したときは、  
を提起することができません。

附 則

この規則が、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西 村 哲 男

秋田県規則第三十二号

秋田県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例施行規則

(趣 旨)

第一条 この規則は、秋田県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七  
年秋田県条例第七号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるも  
のとなる。

(報告書の様式)

第二条 条例第二条第一項及び第三条第一項の規定による報告は、知事が別に定める  
様式による報告書により行うものとする。

(共同処理事項)

第三条 任命権者は、条例第二条第二項各号に掲げる事項のうち他の任命権者と共  
同して事務処理を行う事項(以下「共同処理事項」という。)があるときは、当該  
共同処理事項に係る同条第一項の規定による報告を当該他の任命権者に依頼するこ  
とができる。この場合において、依頼を受けた任命権者が行う報告には、共同処理  
事項である旨及び依頼をした任命権者を明記するものとする。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西 村 哲 男

秋田県規則第三十三号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則(平成十四年秋田県規則第五十号)の一部を次のように改正する。  
 第一条中「平成十四年秋田県条例第四十九号」の下に「。以下「条例」という。」を加える。  
 第三条第三項第三号中「登記事項証明書(」及び「をいう。以下同じ。)」を削り、同項第四号中「法人登記簿謄本並びに」を「登記事項証明書並びに前号に定める」に改める。  
 第四条の次に次の二条を加える。  
 (条例別表の規則で定める事務)  
 第五条 条例別表第三号の規則で定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める者の生存の事実又は住所若しくは氏名についての確認とする。

一 法人等の県民税の賦課	秋田県県税条例(昭和二十九年秋田県条例第二十四号。以下「県税条例」という。)(第三十条第一項第三号又は第四号に掲げる納税義務者
二 利子等に係る県民税の賦課	県税条例第四十七条の五第一項に規定する利子割の特別徴収義務者
三 特定配当等に係る県民税の賦課	県税条例第四十七条の十二第一項に規定する配当割の特別徴収義務者
四 特定株式等譲渡所得金額に係る県民税の賦課	県税条例第四十七条の十七第一項に規定する株式等譲渡所得割の特別徴収義務者
五 事業税の賦課	県税条例第四十八条第一項から第三項までに規定する事業税の納税義務者
六 不動産取得税の賦課	県税条例第六十三条に規定する不動産取得税の納税義務者
七 県たばこ税の賦課	県税条例第八十条に規定する県たばこ

八 ゴルフ場利用税の賦課	税の納税義務者 県税条例第九十条第一項に規定するゴルフ場利用税の特別徴収義務者
九 自動車税の賦課	(一) 県税条例第二百二十三条に規定する自動車税の納税義務者 (二) 秋田県県税条例施行規則(昭和三十九年秋田県規則第十五号)第四十六条の四第一項ただし書に規定する自動車税の減免を受けた自動車について引き続き自動車税の減免を受けようとする者の当該減免の申出に係る同項第一号に規定する申請者、同項第二号に規定する身体障害者等又は同項第三号に規定する自動車の所有者及び当該自動車を運転する者であつて、(一)に掲げる者以外のもの
十 鉱区税の賦課	県税条例第三百三十八条に規定する鉱区税の納税義務者
十一 自動車取得税の賦課	県税条例第七十四条第一項又は第七百七十四条の二に規定する自動車取得税の納税義務者
十二 軽油引取税の賦課	(一) 県税条例第七十五条第四項若しくは第五項又は第七十六条第一項第三号から第六号までに規定する軽油引取税の納税義務者 (二) 県税条例第八十一条第一項に規定する軽油引取税の特別徴収義務者 (三) 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の十六第四項又は第七百条の十九第五項に規定する軽油

	引取税の納税義務者
十三 狩猟税の賦課	県税条例第九十四条に規定する狩猟税の納税義務者
十四 県民税又は軽油引取税の徴収	<p>(一) 納税者若しくは特別徴収義務者又は第二次納税義務者若しくは保証人(以下この号において「納税者等」という。)</p> <p>(二) 納税者等が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、賃借権その他の権利を有する者</p> <p>(三) 納税者等が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となっているもの権利者</p> <p>(四) 納税者等が有する財産を占有している第三者又はこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者</p> <p>(五) 納税者等に対し債権若しくは債務があり、又は納税者等から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者</p>
十五 事業税、不動産取得税、県たばこ税、自動車税、鉱区税、自動車取得税又は狩猟税の徴収	<p>(一) 納税者又は第二次納税義務者若しくは保証人(以下この号において「納税者等」という。)</p> <p>(二) 納税者等が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、賃借権その他の権利を有する者</p> <p>(三) 納税者等が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となっているもの権利者</p> <p>(四) 納税者等が有する財産を占有している第三者又はこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者</p>

	<p>(五) 納税者等に対し債権若しくは債務があり、又は納税者等から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者</p>
十六 ゴルフ場利用税の徴収	<p>(一) 特別徴収義務者又は第二次納税義務者若しくは保証人(以下この号において「納税者等」という。)</p> <p>(二) 納税者等が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、賃借権その他の権利を有する者</p> <p>(三) 納税者等が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となっているもの権利者</p> <p>(四) 納税者等が有する財産を占有している第三者又はこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者</p> <p>(五) 納税者等に対し債権若しくは債務があり、又は納税者等から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者</p>
備考	<p>一 第一号から第十三号までの下欄に定める納税義務者若しくは特別徴収義務者又は第十四号から第十六号までの下欄に定める納税者等が法人である場合は、その法人(当該法人が合併した場合)は、当該合併後存続する法人又は合併により設立された法人を含む。(の役員についてこの項の規定を適用する。)</p> <p>二 第五号から第十三号までの下欄に定める納税義務者若しくは特別徴収義務者又は第十四号から第十六号までの下欄に定める納税者等には、これらの者に相続があつた場合のその相続人を含むものとする。</p>
<p>第六条 条例別表第四号の規則で定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める者の生存の事実又は住所若しくは氏名についての確認とする。</p>	

<p>一 産業廃棄物税の賦課</p>	<p>(一) 秋田県産業廃棄物税条例(平成十四年秋田県条例第七十三号)第八条第一項又は第二項に規定する産業廃棄物税の特別徴収義務者 (二) 秋田県産業廃棄物税条例第十三条第一項に規定する産業廃棄物税の納税者</p>
<p>二 産業廃棄物税の徴収</p>	<p>(一) 納税者若しくは特別徴収義務者又は第二次納税義務者若しくは保証人(以下この号において「納税者等」という。) (二) 納税者等が有する財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、賃借権その他の権利を有する者 (三) 納税者等が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となつてゐるものの権利者 (四) 納税者等が有する財産を占有してゐる第三者又はこれを占有してゐると認めるに足りる相当の理由がある第三者 (五) 納税者等に対し債権若しくは債務があり、又は納税者等から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者</p>
<p>備考</p> <p>一 第一号の下欄に定める特別徴収義務者若しくは納税者又は第二号の下欄に定める納税者等が法人である場合は、その法人(当該法人が合併した場合には、当該合併後存続する法人又は合併により設立された法人を含む。)の役員についてこの項の規定を適用する。 二 第一号の下欄に定める特別徴収義務者若しくは納税者又は第二号の下欄に定める納税者等には、これらの者に相続があつた場合のその相続人を含むものとする。</p>	

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県立大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西 村 哲 男

秋田県規則第三十四号

秋田県立大学学則の一部を改正する規則

秋田県立大学学則(平成十一年秋田県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項第一号から第六号までを次のように改める。

- 一 地域共同研究センター長
- 二 地域共同研究センターに所属する専任の教授
- 三 各学部各学科ごとに所属する教授一名
- 四 総合科学教育研究センターに所属する教授一名
- 五 秋田県立大学短期大学部に所属する教授一名
- 六 木材高度加工研究所に所属する教授一名

第二十一条第二項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。第二十九条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる者の入学の時期は、当該各号に定める時期とすることができる。

- 一 第五十八条第一項の規定により入学を許可された研究生 各月の初日
- 二 第五十九条第一項の規定により入学を許可された科目等履修生、第六十条第一項の規定により入学を許可された聴講生その他特別の理由があると学長が認める者 後期の始め

第三十条第一項第一号中「高等学校」の下に「又は中等教育学校」を加え、同項第六号を次のように改める。

六 高等学校卒業程度認定試験規則(平成十七年文部科学省令第一号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同令附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定期程(昭和二十六年文部省令第十三号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

第三十条第一項第七号中「その他」を削り、「相当の年齢に達し」を「入学資格審査により」に改め、「認めたる」の下に「で、十八歳に達したものを」を加える。

別表第一号の表教養基礎教育科目教養教育科目の項中「哲学・倫理学」を「哲学



秋田県立大学大学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十七年三月三十一日

秋田県知事職務代理者  
秋田県副知事 西村 哲男

秋田県規則第三十六号

秋田県立大学大学院学則の一部を改正する規則

秋田県立大学大学院学則(平成十四年秋田県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

第九条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる者の入学の時期は、当該各号に定める時期とすること  
ができる。

一 第四十一条第一項の規定により入学を許可された研究生及び第四十五条の規定  
により入学を許可された特別研究生 各月の初日

二 特別の理由があると学長が認める者 後期の始め

第十条第一項中第八号を削り、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同項第  
五号中「第七十条第一項第四号」を「第七十条第一項第五号」に改め、同号を同項第  
六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育におけ  
る十六年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国  
の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定  
するものの当該課程を修了した者

第十条第三項第一号中「学位」の下に「又は専門職学位(学位規則(昭和二十八年  
文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位をいう。以下この項において同  
じ。)」を加え、同項第二号及び第三号中「学位」の下に「又は専門職学位」を加  
え、同項第六号を削り、同項第五号中「個別の」を削り、「学位」の下に「又は専門  
職学位」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第七十条の二第三号」を  
「第七十条の二第四号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号  
を加える。

四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育  
制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの  
当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

別表第一号(一)の表共通基礎・学際科目の項中

感性情報と環境の心理
二

を  
感性情報と環境の心理  
地域社会と家族  
生体情報と運動の生理  
に改め、同表小計の項中「二二」を

感性情報と環境の心理	二
地域社会と家族	二
生体情報と運動の生理	二

「二六」に改め、同号(一)(2)の表専門科目の項中「電子デバイス特論」を「電子デバ  
イス工学特論」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に秋田県立大学大学院に  
在学する者で、引き続き施行日以後に在学するものが履修すべき授業科目の種類及  
びその単位数並びに修得すべき単位数は、この規則による改正後の秋田県立大学大  
学院学則(以下「改正後の規則」という。)別表の規定にかかわらず、なお従前の  
例による。

3 前項に規定するもののほか、施行日以後に改正後の規則第十四条から第十六条ま  
での規定により秋田県立大学大学院に入学した学生の履修すべき授業科目の種類及  
びその単位数並びに修得すべき単位数に関し必要な事項は、学長が定める。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

秋田県規則第三十七号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(昭和二十八年秋田県規則第四十九号)の一部を次のように改  
正する。

第一条中「施行規則」を「省令」に改める。

第二条第一項中「第四条」を「第二条」に改め、同条第二項中「施行規則」を「省  
令」に改める。

第三条第二項第四号中「保護申請書受理簿」を「保護申請受理簿」に改める。

第十四条の見出しを「(保護施設変更認可申請書)」に改める。

第十九条の見出しを「(保護施設廃止報告書等)」に改め、同条第一項中「施行規

別」を「命令」及び「保護施設停止(事業縮小(休止)禁止(限取)等」を「保護施設停止(事業縮小(休止)禁止(通知)等」に改める。

養老第13川町の養老第15川町及びの設置申

「 附記 この処分に不服があるとき  
日から起算して60日以内に知  
す。

「 付記

- 1 この処分について不服が日の翌日から起算して60日  
ことができます。
- 2 この処分の取消しの訴え  
限り、その判決があつたこ  
に、秋田県を被告として(知  
事となります。)、提起  
あつても、判決の日の翌日  
取消しの訴えを提起するこ  
3 次のいずれかに該当する  
で処分の取消しの訴えを提  
(1) 審査請求があつた日の  
いとき。  
(2) 処分、処分の執行又は  
ため緊急の必要があると  
(3) その他判決を経ないこ

あるときは、この処分があつたことを知つた  
以内に、秋田県知事に対して審査請求をする  
は、1の審査請求に対する判決を経た場合に  
とを知つた日の翌日から起算して6月以内  
訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県  
から起算して1年を経過したときは、処分の  
とができます。

「 付記

起することができません。  
翌日から起算して50日を経過しても判決がな  
手続の続行により生ずる著しい損害を避ける  
き。  
とにつき正当な理由があるとき。

養老第13川町の養老第15川町及びの設置申

様式第30号 削除

養老第13川町及びの設置申 本 庄 市、北 市、由利本庄市、北 大 曲 市、北 大 仙

北 大 曲 市	鹿 角 市	被 保 護 者 そ の 他			
---------	-------	------------------	--	--	--

北 大 曲 市	鹿 角 市	被 保 護 者 そ の 他			
	潟 上 市	被 保 護 者 そ の 他			
	北 秋 田 市	被 保 護 者 そ の 他			


北 大 曲 市	平 鹿 市	被 保 護 者 そ の 他			
	勝 雄	被 保 護 者 そ の 他			




老人福祉法施行細則(平成五年秋田県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「施行規則」という。」を削る。

第三条中「施行規則第一条の八」を「法第十四条の二」に改める。

第四条中「第十四条の二」を「第十四条の三」に改める。

第六条の見出し中「の事業」を削り、同条中「施行規則第三条の二」を「法第十五条の第二項」に、「老人デイサービスセンター(老人短期入所施設、老人介護支援センター)事業変更届」を「老人デイサービスセンター(老人短期入所施設、老人介護支援センター)変更届」に改める。

第八条中「養護老人ホーム(特別養護老人ホーム)設置届(様式第七号)」を「養護老人ホームに係るものにあつては養護老人ホーム設置届(様式第七号)、特別養護老人ホームに係るものにあつては特別養護老人ホーム設置届(様式第八号)」に改める。

第九条第一項中「養護老人ホーム(特別養護老人ホーム)設置認可申請書(様式第八号)」を「養護老人ホームに係るものにあつては養護老人ホーム設置認可申請書(様式第九号)、特別養護老人ホームに係るものにあつては特別養護老人ホーム設置認可申請書(様式第十号)」に改め、同条第二項を削る。

第十条から第十二条までを次のように改める。

(養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの変更の届出)

第十条 法第十五条の第二項の規定による届出は、養護老人ホーム(特別養護老人ホーム)変更届(様式第十一号)によらなければならない。

第十一条及び第十二条 削除

第十三条の見出し中「事業の廃止又は休止」を「廃止等」に改め、同条中「養護老人ホーム(特別養護老人ホーム)廃止(休止)届」を「養護老人ホーム(特別養護老人ホーム)廃止(休止、入所定員減少、入所定員増加)届」に改める。

第十四条の見出し中「廃止又は休止」を「廃止等」に改め、同条中「養護老人ホーム(特別養護老人ホーム)廃止(休止)認可申請書」を「養護老人ホーム(特別養護老人ホーム)廃止(休止、入所定員減少、入所定員増加)認可申請書」に改める。

第二十六条中「施行規則」を「老人福祉法施行規則」に、「主たる」を「主たる」に改める。

様式第一号中「主たる」を「主たる」に、「名称」を「名称」に、「区域」の次「(市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。)」を「又は老人短期入所事業」を「老人短期入所事業又は痴呆対応型老人共同生活援助事業」に、「施設」の次「又は住居」を「

「入所定員」の次「又は入所定員」を加え

を  
備考 収支予算書及び事業計画書

に改める。

を添付してください。

様式第二号中「主たる」を「主たる」に、「次のとおり老人福祉法第14条の規定により届け出た事項を」を「老人居宅生活支援事業について次のとおり」に、「老人福祉法施行規則第1条の8」を「老人福祉法第14条の2」に改める。  
様式第三号中「主たる」を「主たる」に、「第14条の2」を「第14条の3」に改め、同様式の注を削る。

様式第四号中「主たる」を「主たる」に改め、「区域」の次「(市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。)」を加え

を  
備考 次の書類を添付してください。  
1 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類  
2 市町村が当該市町村の区域外に施設を設置しようとする場合にあっては、当該施設を設置しようとする区域の市町村の同意書  
3 市町村以外の者が施設を設置しようとする場合にあっては、定款その他の基本約款

を  
備考 様式第五号中「老人デイサービスセンター(老人短期入所施設、老人介護支援センター)事業変更届」を「老人デイサービスセンター(老人短期入所施設、老人介護支援センター)変更届」に、「主たる」を「主たる」に改め、「次のとおり」を「

「の事業内容を」や「について次のとおり」は「老人福祉法施行規則第3条の2」や「老人福祉法第15条の2第1項」に相当する。  
 養護老人ホーム(特別養護老人ホーム)設置届、や「養護老人ホーム設置届」に添付「記号及び番号」や添付「市町村長 印」や「市町村長 印」は「(特別養護老人ホーム)を(地方独立行政法人の長 印)」

設置する」や「を設置する」は

施設の種類	施設の種類

「

施設の種類	
施設の種類	

」

「

施設の種類	
施設の種類	

」

「

施設の種類	
施設の種類	

」

備考 次の書類を添付してください。

- 1 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類
- 2 市町村が当該市町村の区域外に施設を設置しようとする場合にあっては、当該施設を設置しようとする区域の市町村の同意書
- 3 地方独立行政法人が施設を設置しようとする場合にあっては、資産の状況を記載した書類、定款その他の基本約款及び施設を設置しようとする区域の市町村の意見書

改める。  
 様式第八号から様式第十一号までのものを改める。

様式第8号 特別養護老人ホーム設置届(第8条関係)

(A4判)

特別養護老人ホーム設置届

年 月 日

秋田県知事 様

市 町 村 長 (地方独立行政法人の長) 印

次のとおり特別養護老人ホームを設置するので、老人福祉法第15条第3項の規定により、届け出ます。

施 設 の 名 称		
施 設 の 種 類		
施 設 の 所 在 地		
施 設 の 地 理 的 状 況		
建 物 の 規 模 及 び 構 造 並 び に 設 備 の 概 要		
入所者からの苦情を処理する ために講ずる措置の概要		
職員の勤務の体制及び勤務形態		
協力病院(協力歯科医療機関を 含む。)の名称及び診療科名並 びに当該協力病院との契約の内 容		
施設の長そ の他主な職 員	氏 名	経 歴
		-----
		-----
		-----
事 業 開 始 の 予 定 年 月 日		年 月 日

備考 次の書類を添付してください。

- 1 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第7条、第34条又は第45条に規定する施設の運営についての重要事項に関する規程
- 2 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類
- 3 市町村が当該市町村の区域外に施設を設置しようとする場合にあっては、当該施設を設置しようとする区域の市町村の同意書
- 4 地方独立行政法人が施設を設置しようとする場合にあっては、資産の状況を記載した書類、定款その他の基本約款及び施設を設置しようとする区域の市町村の意見書

様式第 9 号 養護老人ホーム設置認可申請書 (第 9 条関係)

( A 4 判 )

養護老人ホーム設置認可申請書

年 月 日

秋田県知事 様

名 称  
主たる事務所の所在地  
代 表 者 の 氏 名



次のとおり養護老人ホームを設置したいので、老人福祉法第15条第4項の規定により、申請します。

施 設 の 名 称		
施 設 の 所 在 地		
施 設 の 地 理 的 状 況		
建 物 の 規 模 及 び 構 造 並 び に 設 備 の 概 要		
施 設 の 運 営 の 方 針		
入 所 定 員		
職 員 の 職 種	職 務 の 内 容	職 員 の 定 数
		合 計
施設の長その 他主な職員	氏 名	経 歴
事 業 開 始 の 予 定 年 月 日		年 月 日

備考 次の書類を添付してください。

- 1 資産の状況を記載した書面
- 2 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類
- 3 定款その他の基本約款
- 4 施設を設置しようとする区域の市町村の意見書



様式第11号 養護老人ホーム（特別養護老人ホーム）変更届（第10条関係）

（ A 4 判 ）

養護老人ホーム（特別養護老人ホーム）変更届

年 月 日

秋田県知事 様

名 称  
主たる事務所の所在地  
代 表 者 の 氏 名 ㊟

養護老人ホーム（特別養護老人ホーム）について次のとおり変更するので、老人福祉法第15条の2第2項の規定により、届け出ます。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 変更の事項
- 3 変更の理由
- 4 変更の時期

第11号「特別養護老人ホーム(特別養護老人ホーム)廃止(休止)届」を「養護老人ホーム(特別養護老人ホーム)廃止(休止、入所定員減少、入所定員増加)届」に改題し、「記号及び番号」を「市町村長」に改題し、「市」を「地方

町 村 長 〇〇〇〇」に「廃止(休止)する」を「廃止(を独立行政法人の長 〇〇〇〇)に」に改題し、「5 休止の予定期間」を「5 休止の予定期間」に改題し、「6 減少(増加)後

の入所定員」を「〇〇〇〇(注)を認める」に改題し、「5 休止の予定期間」を「6 減少(増加)後

の入所定員」に改題し、「5 休止の予定期間」を「6 減少(増加)後

第11号「特別養護老人ホーム(特別養護老人ホーム)廃止(休止)届」を「養護老人ホーム(特別養護老人ホーム)廃止(休止、入所定員減少、入所定員増加)届」に改題し、「記号及び番号」を「市町村長」に改題し、「市」を「地方町 村 長 〇〇〇〇」に改題し、「5 休止の予定期間」を「5 休止の予定期間」に改題し、「6 減少(増加)後

の入所定員」に改題し、「5 休止の予定期間」を「6 減少(増加)後

の規則は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県規則第四十号  
 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和四十七年秋田県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

令第七条	精神障 台帳
------	-----------

第十二条の表中「令第九条」を「令第九条第一項」に

令第八条第一項、令第十条及び省令第三十条	精神障 事項変
省令第十条第二項	診断書
省令第十条第三項	通院医
〃	不承認
省令第十条第五項	医療機
省令第二十三条第一項	診断書

害者保健福祉手帳交付	令第四条の二第一項	通院医療費公費負担患者票
害者保健福祉手帳記載 更届・再交付申請書	〃	不承認通知書
療費公費負担患者票	令第四条の二第三項	医療機関変更届出書
	令第七条第一項	精神障害者保健福祉手帳交付 台帳
	令第七条第一	

を

に

通知書
秋田県国庫印書

項及び第四項並びに令第十条第一項	精神障害者保健福祉手帳記載事項変更届・再交付申請書
須令様十条様一頁	須様
須令様二十三条様一頁	須様

ぬる。

秋田県国庫印書

付記 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを翌日から起算して60日以内に に対して審査請求を  
できます。

付記

- この処分について不服があるときは、この処分があつた日の翌日から起算して60日以内に、 に対して審査請求ができます。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟にお代表する者は、知事となります。）、提起することができます。その期間内であつても、処分の日の翌日から起算してたときは、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- この処分について1の審査請求をした場合の処分の取消審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から以内に提起することができます。ただし、その期間内である日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消提起することができません。

知つた日の  
することが

ぬ

ことを知つた  
請求をするこ

つた日の翌日

いて秋田県を  
ます。ただ  
1年を経過し  
ぬ。

ぬる。

しの訴えは、  
起算して6月  
つても、判決  
消しの訴えを

秋田県十尺国庫印書「電話」ぬ「電話番号」ぬ

7 病院の治療方針に従つて療養

- 7 病院の治療方針に従つて療
- 8 この処分について不服があ  
の翌日から起算して60日以内  
できます。
- 9 この処分の取消しの訴えは  
ら起算して6月以内に、秋田  
する者は、知事となります。  
期間内であつても、処分の日  
処分の取消しの訴えを提起す  
10 この処分について8の審査  
査請求に対する判決があつた  
に提起することができます。  
翌日から起算して1年を経過  
ことができます。

に専念してください。

ぬ

養に専念してください。

るときは、この処分があつたことを知つた日  
に、 に対して審査請求をすることが

、この処分があつたことを知つた日の翌日か  
県を被告として（訴訟において秋田県を代表  
）、提起することができます。ただし、その  
の翌日から起算して1年を経過したときは、

ぬる。

ることができません。  
請求をした場合の処分の取消しの訴えは、審  
ことを知った日の翌日から起算して6月以内  
ただし、その期間内であつても、判決の日の  
したときは、処分の取消しの訴えを提起する

「病院の管理者  
弊庁郷三十一叩申」

「命じずる」

「付記 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた  
日から起算して60日以内に、 に対して審査請求をするこ  
とができます。」

を経過し

訴えは、  
して6月  
も、判決  
の訴えを

「弊庁郷三十一叩申」

「付記 この処分に不服があるときは、この処分があつたこと  
日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請  
とができます。」

日の翌  
とがで

」

- 「付記
- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたこと  
日の翌日から起算して60日以内に、 に対して審査請求  
とができます。
  - 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた  
から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟において  
代表する者は、知事となります。）提起することができま  
す、その期間内であつても、処分の日の翌日から起算して1年  
たときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。
  - 3 この処分について1の審査請求をした場合の処分の取消しの  
審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算  
以内に提起することができません。ただし、その期間内であつて  
の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消し  
提起することができません。

を知つた日の翌  
求をすることが

」

- 「付記
- 1 この処分について不服があるときは、この処分があ  
日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に対  
ることができません。
  - 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたこと  
から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟  
代表する者は、知事となります。）提起することが  
す、その期間内であつても、処分の日の翌日から起算  
たときは、処分の取消しの訴えを提起することができ  
3 この処分について1の審査請求をした場合の処分の  
審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日  
以内に提起することができません。ただし、その期間内  
の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分  
提起することができません。

を知つた  
をするこ

日の翌日  
秋田県を  
。ただ

つたことを知つた  
して審査請求をす

を知つた日の翌日  
において秋田県を  
できます。ただ  
して1年を経過し

」

ません。  
取消しの訴えは、  
から起算して6月  
であつても、裁決  
の取消しの訴えを

禁令第311号中

を知つた日の翌  
ることができま

せ

つたことを知つた  
をすることが  
を知つた日の翌日  
において秋田県を  
できます。ただ  
して1年を経過し  
ません。

付記 この処分について不服があるときは、この処分があつたこと  
日から起算して60日以内に知事に対して異議申立てをす  
す。

付記

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたこと  
日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して  
できます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたこと  
から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟  
代表する者は、知事となります。）、提起することが  
し、その期間内であつても、処分の日の翌日から起算  
たときは、処分の取消しの訴えを提起することができ  
3 この処分について1の をした場合の処分の  
に対する があつたことを知つた日の翌日  
以内に提起することができます。ただし、その期間内  
の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分  
提起することができません。

昭和三十九年

取消しの訴えは、  
から起算して6月  
であつても、  
の取消しの訴えを

様式第三十六号から様式第三十八号までを削り、様式第三十五号を様式第三十八号  
とし、様式第三十四号を様式第三十七号とし、様式第三十三号を様式第三十六号とし、  
禁令第311号の次に次の三様式を加える。

様式第33号 通院医療費公費負担患者票 (第12条関係)

通院医療費公費負担患者票											
秋田県知事										印	
年 月 日 交付											
受給者	フリガナ 氏 名				性 別			生年 月日	年 月 日		
	住 所										
								電話番号 ( )			
家族の 連絡先	氏 名				続 柄			住 所			
									電話番号 ( )		
保 険 の 種 類	健保(本人・家族) 国保(一般・退職本人・退職家族) 船保(本人・家族) 各種共済 (本人・家族) 老保、生保(受給中・申請中:福祉事務所名 ) 労災、 保険未加入、その他( )										
通 院 医 療 の 担 当 医 療 機 関	医療機関名 所在地										
有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで										
精神障害者保健福祉手帳の手帳番号 (手帳による患者票申請)											
公費負担者番号						受給者番号					

備考

- 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条の規定に基づく通院医療費の公費負担を受ける場合には、この患者票を上記の通院医療の担当医療機関に提出してください。
- 2 この患者票に記載してある氏名、住所、保険の種類及び通院医療の担当医療機関を変更したときは、患者の居住地の市町村長を経由して秋田県知事に届け出て、新たな患者票の交付を受けてください。
- 3 継続して申請するときは、有効期間の満了する日の3箇月前の日から1箇月前の日までに申請してください。
- 4 デイケア施設、指定訪問看護事業者等の複数の医療機関等で医療を受ける場合には、複数の患者票の交付を受けてください。

様式第34号 不承認通知書(第12条関係)

記号及び番号  
年 月 日

様

秋田県知事 印

精神障害者通院医療費公費負担の申請の不承認について(通知)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条の規定による通院医療費の公費負担の申請は、次により承認しないので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第4条の2第1項の規定により、通知します。

- 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条の規定に該当しないこと。
- 2 その他の理由

付記

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して  をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として(訴訟において秋田県を代表する者は、知事となります。)、提起することができます。ただし、その期間内であつても、処分の日の翌日から1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。
- 3 この処分について1の  をした場合の処分の取消しの訴えは、  に対する  があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であつても、  の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

様式第35号 医療機関変更届出書(第12条関係)

年 月 日

秋田県知事 様

住 所  
届出者 氏 名  
続 柄



医療機関の変更について(届出)

通院医療機関を変更したいので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第4条の2第3項の規定により、届け出ます。

精神障害者	住 所							
	氏 名		生年 月日		年 月 日			
通院医療費の 受給者番号							有効 期間	年 月 日から 年 月 日まで
医療機関名	現在通院している 医療機関名						変更しようとする 医療機関名	
変更しようとする理由								
変更予定年月日	年 月 日							

備考 通院医療費公費負担患者票を添付してください。

附 則  
この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十七年三月三十一日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

秋田県規則第四十一号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十八年秋田県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八号中「引き続き」の下に「里親への委託を継続し、又は」を加え、同項中第十四号を第十五号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 法第五十六条第九項の規定により、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めらるること（第一号から第三号まで、第五号、第八号、第九号及び次号から第十四号までの規定により児童相談所長が採った措置に係るものに限る。）。

第二条第二項に次の一号を加える。

六 法第五十六条第九項の規定により、必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めること（第一号、第三号及び前号の規定により県の福祉事務所長が実施した助産及び母子保護に係るものに限る。）。

第四条中「管轄する」を「所管する」に改め、「保護受託者」を削る。

第五条第一項中「もの」を「者」に、「管轄する」を「所管する」に改め、「児童福祉司、」を削り、同条第二項中「第二十五条の二第二号又は」を「第二十五条の八第二号若しくは」に、「、又は」を「又は」に改める。

第六条第三項中「及び第三項」を「若しくは第三項」に、「若しくは法第二十七条第二項」を「法第二十七条第一項第三号若しくは第二項」に、「管轄する」を「所管する」に改め、「当該」の下に「里親、」を加える。

第七条第一項中「第二十五条の二第二号」を「第二十五条の八第二号」に、「もの」を「者」に改め、「までに」の下に「その者の居住地を所管する」を加え、同条第二項中「児童福祉司又は」を削り、「及び」を「又は」に、「所轄する」を「所管する」に、「経て」を「經由して」に改め、「までに」の下に「その担当区を所管する」を加える。

第九条中「第二十五条の二第一号」を「第二十五条の八第一号」に改める。

第十二条第一項中「（里親認定省令）」を「及び第二項（これらの規定を里親認定省令）」に改める。

令」に改める。  
第十四条から第十六条までを削り、第十三条を第十五条とし、第十二条の四を削る。

第十二条の三第二項中「（里親認定省令）」を「又は第三項（これらの規定を里親認定省令）」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条の二中「第八号第五号（）」を「第八号第一項第五号及び第二項第六号（これらの規定を）」に、「及び第十一号第三号（）」を「並びに第十一号第一項第三号及び第二項第二号（これらの規定を）」に改め、同条を第十三条とする。

第十七条第二項中「前項」の下に「に規定する場合」を加え、「こと」を「都度」に改め、同条第三項中「第一項及び前項」を「前二項」に改め、同条を第十六条とし、第十八条を第十七条とする。

様式第九号の二の備考を次のように改める。

備考

1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県知事となります。）提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

3 この処分について1の審査請求をした場合の処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、裁判の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。

様式第九号の三中

（備考 この決定について不服があるときは、この決定がある日から起算して60日以内に、知事に審査請求をすること

備考

1 この処分について不服があるときは、この処分を知った日の翌日から起算して60日して審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分した日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を代表する者は、（訴訟において秋田県を代表する者は、



申請する (里親の登録がされている場合は、登録番号：)			申請しない
職場の名称 及び住所	事業経過年数	職業指導内容	職場環境

に改め、同様式の備

者一中「認定を及ぼす」とする里親の種類欄」の次に、「職業指導里親認定の申請書」を加える。

様式第十八号の五中「養育の継続困難に関する届出書」を「養育(職業指導)の継続困難に関する届出書」に、「養育の継続が」、「養育(職業指導)の継続が」に、「養育を」を「養育(職業指導)を」に改め、「里親の認定等に関する法令第13条第2項(」の次に「第3項、」を、「同令第13条第2項」の次に「(第3項)」を加え、「職訓」を「職訓(職業指導)の継続が」に改める。

様式第十八号の六、様式第二十一号及び様式第二十二号を削る。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県知事職務代理人

秋田県副知事 西村 哲男

秋田県規則第四十二号

衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則  
衛生事務に関する知事の権限を保健所長に委任する規則(昭和三十一年秋田県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第九号(中「第八条第三項ただし書」を「第七条第三項ただし書」に改め、

「学校薬剤師」の下に、「休日夜間急患センターの調剤所の薬剤師又は休日夜間急患センターが交付する処方せんを取り扱う薬剤師会の開設する薬局の管理者以外の薬剤師」を加え、同号(中「第三十九条第一項」を「第三十九条の三第一項」に、「医療

用具」を「管理医療機器」に改め、同表第十号(中「医療用具」を「管理医療機器」に改め、同表第二十二号(一)を次のように改める。

(一) 第五条第一項の規定により、結核にかかっている疑いのある者又はその保護者に対し、医師の健康診断を受け、又は受けさせるべきことを勧告すること。

別表第二十二号(十)を(七)とし、(九)を(八)とし、(八)を(七)とし、(七)を(六)とし、(五)を(八)とし、同号四中「結核審査協議会」を「結核検査協議会」に改め、同号四を同号七とし、同号中(三)を(六)とし、(二)を(五)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 第五条第二項の規定により、結核にかかっている疑いのある者について、当該職員に健康診断を行わせること。

(三) 第五条第三項の規定により、健康診断の勧告をし、又は当該措置を実施する理由等を書面により通知すること。

(四) 第五条第四項の規定により、健康診断の勧告をし、又は当該措置を実施する理由等を記載した書面を交付すること。

別表第二十八号(中「第十九条の十一第一項」を「第十九条の十一第一項」に改め、同号(六)中「第十九条の十三第三項」を「第十九条の十一第三項」に改め、同表第四十五号(二)中、「第七条、第八条及び第十条」を「及び第七条」に改め、同表第五十五号(一)中「第六条から第八条までの規定、」を削り、「第十一条及び第十二条」を「及び十一条」に、「第十二条の二」を「第十二条」に、「の規定並びに」を「並びに」に改め、同表第六十一号(一)中「第五十六条第四項」を「第五十六条第五項」に、「指定育成医療機関等」を「指定育成医療機関」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県知事職務代理人

秋田県副知事 西村 哲男

秋田県規則第四十三号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則  
麻薬及び向精神薬取締法施行細則(昭和三十一年秋田県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

様式第十号及び様式第十三号中  
付記 この規定に不服があるときは、この規定の日から起算して60日以内に厚生労働大臣に提す。



具の販売業」を「管理医療機器の販売業等」に改める。

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

秋田県規則第四十五号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則(昭和四十九年秋田県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「第十四条の二第二項」を「第八条第一項」に、「専門技術員又は改良普及員」を「普及指導員」に改める。

様式第十二号中「又は森林防虫」を「森林防虫並びに有害獣害防虫」に、「専門技術員、改良普及員等」を「又は普及指導員」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

秋田県規則第四十六号

秋田県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県看護職員修学資金貸与条例施行規則(昭和三十七年秋田県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

所 在 地	〒 〇〇〇〇		〒 〇〇〇〇
	〒 〇〇〇〇	〒 〇〇〇〇	
姓 名	氏 名		氏 名
	氏 名	氏 名	
を			

所 在 地	〒 〇〇〇〇	〒 〇〇〇〇
姓 名	氏 名	氏 名

に改める。

様式第四号中

所 在 地	〒 〇〇〇〇	〒 〇〇〇〇
姓 名	氏 名	氏 名

を「氏 名」に改める。

に改める。

様式第七号及び様式第八号(表面)中

所 在 地	〒 〇〇〇〇	〒 〇〇〇〇
姓 名	氏 名	氏 名

に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

この規則による改正後の秋田県看護職員修学資金貸与条例施行規則様式第七号及び様式第八号の規定は、この規則の施行の日以後に貸与される修学資金について適用し、同日前に貸与された修学資金については、なお従前の例による。

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

秋田県規則第四十七号

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

歯科技工士法施行細則(昭和三十二年秋田県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第七条第三項」を「第六条第三項」に改める。

第三条の表法第二十一条第二項前段の項中「歯科技工所休(廃止)届書」を「歯科技工所休(廃)止届書」に改め、同表法第二十七条第二項の項中「当該吏員の身分証明書」を「身分証明書」に改める。

第四条中「第七条第三項」を「第六条第三項」に改める。  
様式第六号の裏面を次のように改める。

裏 面

歯科技工士法抜粋

- 第27条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、歯科技工所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該吏員に、歯科技工所に立ち入り、その清潔保持の状況、構造設備若しくは指示書その他の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を検査させることができる。
- 2 前項の規定によつて立入検査をする当該吏員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

附 則  
この規則は、平成十七年四月一日から施行する。  
秋田県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十七年三月三十一日  
秋田県知事職務代理者  
秋田県副知事 西村 哲男

秋田県規則第四十八号

秋田県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則（昭和四十七年秋田県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「学校等」の下に、「（独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人の設置する学校等を含む。）」を加える。

第六条の見出しを「（連帯保証人）」に改め、同条第一項中「未成年」を「未成年者」に、「保証人のうち一人は」を「連帯保証人は」に改め、同条第二項を削る。

第九条第二項中「保証人」を「連帯保証人」に、「すでに」を「既に」に改める。

第十八条第一項中「次の」を「次の」に改め、同項第一号中「保証人」を「連帯保証人」に改め、同項第九号中「保証人が」を「連帯保証人が」に、「の保証人」を「の連帯保証人」に、「保証人変更届」を「連帯保証人変更届」に改め、同条第二項中「施設等」を「施設等」に、「者は」を「ものは」に、「前年」を「前年」に改め、同条第三項中「保証人は」を「連帯保証人は」に改める。

様式第一号中 氏名 住所 職業 平均月額収入

連帯保証人 父又は母が あるときは 保証人のうち 一人は父 又は母とし てください。	本籍地	住所	職業	平均月額収入
氏名及び 生年月日	ふりがな 年 月 日	本人 との 続柄	氏名及び 生年月日	ふりがな 年 月 日
	本籍地	住所	職業	平均月額収入
		本人 との 続柄		本人 との 続柄

連帯保証人	本籍地	氏名及び生年月日		ふりがな	本人との続柄	平均月額
	住所	職業	年 月 日 生	年 月 日		

改める。

様式第四号及び様式第五号中

氏名 住所 氏名

に改める。

様式第六号中「保証人」を「連帯保証人」に

氏名 住所 氏名

を「氏名

に改める。

様式第七号(表)中「保証人」を「連帯保証人」に

氏名 住所 氏名  
氏名 住所 氏名  
氏名 住所 氏名  
(ふりがな)

に改める。

を「氏名

に改める。

に改める。

様式第八号中

氏名 住所 氏名

に改める。

に改める。

様式第十一号(表)中「保証人」を「連帯保証人」に改める。

氏名 住所 氏名

様式第十五号中

氏名 住所 氏名

に改める。

様式第十九号中「保証人変更届」を「連帯保証人変更届」に、「新保証人」を「新連帯保証人」に、「旧保証人」を「旧連帯保証人」に改める。  
様式第二十一号中「保証人」を「連帯保証人」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第五条第一号の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の秋田県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則(次項において「改正後の規則」という。)第五条第一号の規定は、平成十六年四月一日から適用する。
- 3 改正後の規則様式第六号から様式第八号まで及び様式第十五号の規定は、この規則の施行の日以後に貸与される修学資金について適用し、同日前に貸与された修学資金については、なお従前の例による。

秋田県歯科衛生士修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

秋田県規則第四十九号

秋田県歯科衛生士修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県歯科衛生士修学資金貸与条例施行規則(平成十八年秋田県規則第八十九号)の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第六号、様式第九号及び様式第十号(表面)中

氏名 住所 氏名  
氏名 住所 氏名

に改める。

を「氏名

に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の秋田県歯科衛生士修学資金貸与条例施行規則様式第九号及び様式第十号の規定は、この規則の施行の日以後に貸与される修学資金について適用し、同日前に貸与された修学資金については、なお従前の例による。

秋田県医師修学資金貸与条例施行規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

秋田県規則第五十号

秋田県医師修学資金貸与条例施行規則

(趣旨)

- 第一条 この規則は、秋田県医師修学資金貸与条例(平成十七年秋田県条例第二十三号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

第二条 条例第二条第二号(三)の規則で定める医療機関は、独立行政法人労働者健康福祉機構又は独立行政法人国立病院機構が設置する病院とする。

(貸与の申請)

- 第三条 条例第三条第一項の規定による修学資金の貸与を受けようとする者は、修学資金貸与申請書に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

一 県内の高等学校を卒業した者又は卒業見込みの者であることを証する書類

- 二 大学の医学を履修する課程に在学する者又は当該課程に入学する手続を終えた者であることを証する書類

三 健康診断書

四 本人及び連帯保証人の戸籍抄本及び住民票の写し

五 本人と生計を同じくする者についての市町村長の発行する所得証明書

(貸与申請書の提出期限)

- 第四条 前条に規定する修学資金貸与申請書の提出期限は、毎年知事が定める。

(修学資金の月額)

- 第五条 条例第三条第二項の規則で定める額は、十五万円とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、大学に入学した日の属する月の修学資金の月額は、同項に規定する額に国立大学等の授業料その他の費用に関する省令(平成十六年文部

科学省令第十六号)第二条第一項の表大学の学部(第三欄に掲げる額を加算した額とする)。

(連帯保証人)

- 第六条 条例第四条の規定により立てるべき連帯保証人は、成年者でなければならない。

(貸与の決定等)

- 第七条 知事は、第三条の規定による申請があつたときは、修学資金を貸与するかどうかを決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(契約書)

- 第八条 知事は、貸与契約を締結しようとするときは、契約書を作成するものとする。

(貸与契約の解除等の通知)

- 第九条 知事は、条例第五条各項の規定により貸与契約を解除し、又は修学資金の貸与を休止し、保留し、若しくは打ち切つたときは、その旨を修学生に通知するものとする。

(修学資金借用証書)

- 第十条 修学生及び連帯保証人は、条例第五条第一項の規定により貸与契約が解除され、又は貸与契約の期間が満了したときは、貸与を受けた修学資金について、直ちに修学資金借用証書を知事に提出しなければならない。

(修学資金返還計画書)

- 第十一条 条例第六条第一項各号のいずれかに該当することとなつたことにより修学資金を返還しなければならない者は、当該該当することとなつた日(同日後直ちに条例第八条第三項の規定による返還債務の免除を申請した者にあつては、当該申請に対する決定の通知を受けた日)から起算して二十日以内に、修学資金返還計画書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により修学資金返還計画書を提出した者は、返還債務の履行の計画を変更しようとするときは、修学資金返還計画変更承認申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

(返還の猶予の申請)

- 第十二条 条例第七条の規定による返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書に在学証明書、医師の診断書その他の同条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、返還債務の履行を猶予するかどうかを決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(返還の免除の申請)

第十三条 条例第八条の規定による返還債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書に就業証明書、医師の診断書その他の同条第一項各号又は第三項各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、返還債務を免除するかどうかを決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(期間の計算)

第十四条 条例第八条第一項第一号又は第三項第二号の医師の業務に従事した期間は、医師の業務に従事することとなつた日の属する月から医師の業務に従事しなくなつた日の属する月までの月数により計算するものとする。ただし、医師の業務に従事しなくなつた日の属する月において再び医師の業務に従事することとなつたときは、その月を一月として計算する。

2 前項の規定は、条例第八条第二項又は第三項第二号の休職又は停職の期間の計算について準用する。この場合において、前項中「医師の業務に従事することとなつた」とあるのは「休職又は停職にされた」と、「医師の業務に従事しなくなつた」とあるのは「復職した」と読み替えるものとする。

(返還免除額)

第十五条 条例第八条第三項の規定により返還債務の全部又は一部を免除する場合の当該免除する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を基準として定めるものとする。

- 一 条例第八条第三項第一号の規定により免除する場合 返還不能と認められる額
- 二 条例第八条第三項第二号の規定により免除する場合 同号の医師の業務に従事した期間を同号の修学資金の貸与を受けた期間の二分の三に相当する期間で除して得た数値を返還債務の額に乗じて得た額

(学業成績表等の提出)

第十六条 条例第十条の規定による学業成績表及び健康診断書の提出は、毎年三月三十一日までに行わなければならない。

(連帯保証人の変更)

第十七条 被貸与者は、連帯保証人が死亡したとき又は連帯保証人に破産手続開始の決定その他の連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、速やかに新たな連帯保証人を立て、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前項に規定する場合のほか、被貸与者は、連帯保証人を変更しようとするときは、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。

(届出)

第十八条 修学生は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

- 一 住所又は氏名を変更したとき。
  - 二 休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。
  - 三 停学の処分を受けたとき。
  - 四 修学資金の貸与を受けたとき。
  - 五 連帯保証人の住所又は氏名に変更があつたとき。
  - 2 被貸与者(修学生を除く。)は、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。
  - 一 前項第一号又は第五号に掲げる事由
  - 二 医師免許証の交付を受けたとき。
  - 三 条例第六条第一項第四号の医師の業務に従事したとき又は当該医師の業務に従事しなくなつたとき。
  - 3 連帯保証人は、被貸与者が死亡したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。
  - 4 被貸与者(修学生を除く。)は、毎年、四月一日における就業等の状況を同月十五日までに知事に届け出なければならない。
- (書類の様式)
- 第十九条 次の表の上欄に掲げるこの規則の規定に基づく同表の中欄に掲げる書類は、それぞれ同表の下欄に掲げる様式による。

第三条	修学資金貸与申請書	様式第一号
第八条	契約書	様式第二号
第十条	修学資金借用証書	様式第三号
第十一条第一項	修学資金返還計画書	様式第四号
第十一条第二項	修学資金返還計画変更承認申請書	様式第五号
第十二条第一項	修学資金返還猶予申請書	様式第六号
第十三条第一項	修学資金返還免除申請書	様式第七号

第十七条	連帯保証人変更届	様式第八号
第十八条第一項第一号及び第五号並びに第二項第一号	住所等変更届	様式第九号
第十八条第一項第二号及び第三号	休学(復学、転学、退学、停学)届	様式第十号
第十八条第一項第四号	修学資金辞退届	様式第十一号
第十八条第二項第二号	医師免許取得届	様式第十二号
第十八条第二項第三号	業務従事等届	様式第十三号
第十八条第三項	死亡届	様式第十四号
第十八条第四項	就業等状況届	様式第十五号

附 則  
この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

様式第 1 号 修学資金貸与申請書 (第19条関係)

(表)

(A4判)

修学資金貸与申請書

年 月 日

秋田県知事 様

申請者  
氏名



修学資金の貸与を受けたいので、秋田県医師修学資金貸与条例第 3 条第 1 項の規定により、申請します。

本 籍						
住 所	郵便番号		電話番号			
(ふりがな) 氏 名			生年月日	年 月 日		
			年 齢	歳		
帰省先住所	郵便番号		電話番号			
大 学 名	大学 学部 学科 ( 学年 )					
大学の所在地						
大学入学年月	年 月		大学卒業見込み年月	年 月		
貸与期間	年 月から		年 月まで		月間	
家族の状況						
続柄	氏 名	年齢	勤務先又は住所	職業	年 収	摘要
父						
母						
本人						

(裏)

申請理由			
将来の目標			
連帯保証人			
本	籍		
住	所	郵便番号	電話番号
(ふりがな) 氏名		生年月日	年 月 日
		年 齢	歳
申請者との続柄	職 業	勤 務 先	
<p>上記の申請について同意します。</p> <p style="text-align: right;">親権者又は未成年後見人 住所 氏名 <span style="float: right;">(印)</span></p> <p>上記の申請により申請者が修学資金の貸与を受けたときは、申請者と連帯してその返還の債務を履行します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 氏名 <span style="float: right;">(印)</span></p>			

様式第 2 号 契約書 (第19条関係)

( A 4 判 )

印紙

契 約 書

秋田県知事(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)との間に秋田県医師修学資金貸与条例(以下「条例」という。)及び秋田県医師修学資金貸与条例施行規則(以下「規則」という。)の規定に基づき、修学資金の貸与について、次のとおり契約を締結する。

第 1 条 甲は、乙に対し修学資金として次のとおり貸与する。

- 1 貸与総額 円
- 2 貸与月額 円( 年 月分については、 円)
- 3 貸与期間 年 月から 年 月まで 月間

第 2 条 乙は、貸与を受けた修学資金の返還その他の義務については、条例及び規則の規定に基づき、誠実に履行するものとする。

第 3 条 甲は、乙が条例第 5 条の規定に該当することとなったと認めたときは、規則第 9 条の規定による通知で定める日をもって、この契約を解除し、又は貸与を休止し、保留し、若しくは打ち切るものとする。

第 4 条 条例、規則及びこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、甲乙各 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲 秋田県知事 印

乙 本 籍 所 氏 名 印

連帯保証人 本 籍 所 氏 名 印

親権者又は未成年後見人 本 籍 所 氏 名 印

様式第3号 修学資金借用証書(第19条関係)

(A4判)

修学資金借用証書

印紙

年 月 日

秋田県知事 様

決定番号  
 被貸与者  
 本籍  
 住所  
 氏名 ㊟  
 連帯保証人  
 本籍  
 住所  
 氏名 ㊟

秋田県医師修学資金貸与条例の規定に基づき、修学資金として次のとおり借用しました。

借 用 期 間	借 用 月 数	借 用 月 額	借 用 金 額
年 月から 年 月まで	月間	円	円
年 月から 年 月まで	月間	円	円
年 月から 年 月まで	月間	円	円
年 月から 年 月まで	月間	円	円
年 月から 年 月まで	月間	円	円
年 月から 年 月まで	月間	円	円
借 用 金 額 合 計			円

様式第 4 号 修学資金返還計画書 (第19条関係)

( A 4 判 )

修学資金返還計画書

年 月 日

秋田県知事 様

決定番号  
 被貸与者  
 本籍  
 住所  
 氏名 ①  
 連帯保証人  
 本籍  
 住所  
 氏名 ①

秋田県医師修学資金貸与条例の規定に基づき貸与を受けた修学資金を、次により返還します。

- 1 返還金総額 円
- (内訳) 借用金額 円
- 利 息 円
- 2 履行計画
- (1) 返還方法 月賦 半年賦 一括
- (2) 返還期間 年 月から 年 月まで ( 回 )
- (3) 返還期日 毎月 日
- 毎年 月 日及び 月 日
- (4) 返 還 額 月賦 円
- 半年賦 円

様式第5号 修学資金返還計画変更承認申請書(第19条関係)

(A4判)

修学資金返還計画変更承認申請書

年 月 日

秋田県知事 様

決定番号  
 被貸与者  
 本籍  
 住所  
 氏名 ⑩  
 連帯保証人  
 本籍  
 住所  
 氏名 ⑩

修学資金の返還債務の履行の計画を変更したいので、秋田県医師修学資金貸与条例施行規則第11条第2項の規定により、申請します。

1 返還金総額 円  
 (内訳) 借用金額 円  
 利息 円

2 返還済額 円

3 変更事項

	返還方法	返還期間	返還期日	返還額
変 更 後	月賦・半年賦	年 月から 年 月まで	毎月 日 毎年 月 日	円
変 更 前	月賦・半年賦	年 月から 年 月まで	毎月 日 毎年 月 日	円

4 変更理由

様式第 6 号 修学資金返還猶予申請書 (第19条関係)

( A 4 判 )

修学資金返還猶予申請書

年 月 日

秋田県知事 様

決定番号  
 被貸与者  
 住所  
 氏名 ⑩  
 連帯保証人  
 住所  
 氏名 ⑩

秋田県医師修学資金貸与条例第 7 条の規定に基づき、修学資金の返還債務の履行の猶予を受けたいので、秋田県医師修学資金貸与条例施行規則第12条第 1 項の規定により、申請します。

返 還 金 総 額	円
返 還 済 額	円
返 還 未 済 額	
猶 予 申 請 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 月間
猶 予 申 請 理 由	

様式第7号 修学資金返還免除申請書(第19条関係)

(A4判)

修学資金返還免除申請書

年 月 日

秋田県知事 様

決定番号  
 被貸与者  
 住所  
 氏名 (印)  
 連帯保証人  
 住所  
 氏名 (印)

秋田県医師修学資金貸与条例第8条の規定に基づき、修学資金の返還債務の全部(一部)の免除を受けたいので、秋田県医師修学資金貸与条例施行規則第13条第1項の規定により、申請します。

返 還 金 総 額		円
返 還 済 額		円
返 還 未 済 額		円
貸 与 を 受 け た 期 間	年 月から 年 月まで	月
県内の公的医療機関等における従事期間	年 月から 年 月まで	月
免 除 申 請 額		円
免 除 申 請 理 由		

様式第 8 号 連帯保証人変更届 ( 第19条関係 )

( A 4 判 )

連帯保証人変更届

年 月 日

秋田県知事 様

決定番号  
被貸与者  
住所  
氏名



連帯保証人を変更するので、秋田県医師修学資金貸与条例施行規則第17条第 1 項 ( 第 2 項 ) の規定により、届け出ます。

旧連帯保証人	本 籍			
	住 所			
	氏 名			
新連帯保証人	本 籍			
	住 所	郵便番号	電話番号	
		(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	年 月 日
			年 齢	歳
	被貸与者との続柄	職 業	勤 務 先	
変 更 理 由				

被貸与者と連帯して修学資金の返還の債務を履行します。

年 月 日

新連帯保証人



備考 新連帯保証人の戸籍抄本及び住民票の写しを添付してください。

様式第9号 住所等変更届(第19条関係)

(A4判)

住所等変更届				
年 月 日				
秋田県知事 様				
決定番号 被貸与者 住所 氏名 <span style="float: right;">㊟</span>				
次のとおり住所(氏名)を変更した(連帯保証人の住所(氏名)に変更があった)ので、秋田県医師修学資金貸与 条例施行規則第18条第1項(第2項)の規定により、届け出ます。				
被 貸 与 者	旧 住 所		旧 氏 名	
	新 住 所		新 氏 名	
連 帯 保 証 人	旧 住 所		旧 氏 名	
	新 住 所		新 氏 名	
変 更 年 月 日	年 月 日			
変 更 理 由				

備考 住所等の変更を証する書類(住民票の写し等)を添付してください。

様式第10号 休学（復学、転学、退学、停学）届（第19条関係）

（ A 4 判 ）

休学（復学、転学、退学、停学）届

年 月 日

秋田県知事 様

決定番号  
被貸与者  
住所  
氏名



次のとおり休学した（復学した、転学した、退学した、停学の処分を受けた）ので、秋田県医師修学資金貸与条例施行規則第18条第1項の規定により、届け出ます。

休 学 （ 停 学 ） 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
復 学 （ 転 学 、 退 学 ） 年 月 日	年 月 日
転 学 先	
理 由	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

大学 学部長



様式第11号 修学資金辞退届(第19条関係)

(A4判)

修学資金辞退届

年 月 日

秋田県知事 様

決定番号

被貸与者

住所

氏名

印

連帯保証人

住所

氏名

印

次のとおり修学資金の貸与を受けることを辞退するので、秋田県医師修学資金貸与条例施行規則第18条第1項の規定により、届け出ます。

辞 退 年 月 日	年 月 日
理 由	
修 学 資 金 借 用 済 額	年 月分から 月間分 円 年 月分まで
借 用 証 書 提 出 予 定 日	年 月 日

様式第12号 医師免許取得届 (第19条関係)

( A 4 判 )

医師免許取得届

年 月 日

秋田県知事 様

決定番号  
被貸与者  
住所  
氏名

印

次のとおり医師免許を取得したので、秋田県医師修学資金貸与条例施行規則第18条第 2 項の規定により、届け出ます。

医 籍 登 録 番 号	第 号
登 録 年 月 日	年 月 日

備考 医師免許証の写しを添付してください。

様式第13号 業務従事等届(第19条関係)

(A4判)

業務従事等届

年 月 日

秋田県知事 様

決定番号  
被貸与者  
住所  
氏名



次のとおり医師の業務に従事した(従事しなくなった)ので、秋田県医師修学資金貸与条例施行規則第18条第2項の規定により、届け出ます。

就 業 又 は 退 職 年 月 日	<p style="text-align: right;">就 業</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">退 職</p>
就 業 先 の 医 療 機 関	<p>名 称</p> <p>所在地</p>
退 職 理 由	

備考 業務に従事した場合は、就業証明書を添付してください。

様式第14号 死亡届 (第19条関係)

( A 4 判 )

死亡届

年 月 日

秋田県知事 様

連帯保証人

住所

氏名



次のとおり被貸与者が死亡したので、秋田県医師修学資金貸与条例施行規則第18条第3項の規定により、届け出ます。

決 定 番 号	
氏 名	
死 亡 年 月 日	年 月 日
死 亡 原 因	
在学していた大学又は勤務先	名 称 所在地
修 学 資 金 借 用 済 額	年 月分から 月間分 円 年 月分まで

備考 死亡診断書又は戸籍 (除籍) 抄本を添付してください。

様式第15号 就業等状況届(第19条関係)

(A4判)

就業等状況届

年 月 日

秋田県知事 様

決定番号  
被貸与者  
住所  
氏名



年4月1日現在の就業等の状況について、秋田県医師修学資金貸与条例施行規則第18条第4項の規定により、届け出ます。

勤 務 先 (在学する大学又は大学院)	名 称	
	所 在 地	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

勤務先(大学)の長



秋田県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

秋田県規則第五十一号

秋田県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則（昭和五十一年秋田県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中、「第三十七条第四項」を「第三十五条第四項」に改める。

第四条中、「秋田県消費者苦情処理委員会」を「秋田県消費生活審議会」に改める。

第十六条中、「第三十七条第二項」を「第三十五条第二項」に改める。

様式第六号表中、「第37条第1項」を「第35条第1項」に改め、同様式裏中「第37条」を「第35条」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

秋田県規則第五十二号

秋田県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
秋田県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和六十年秋田県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第二号中「登記簿の謄本、申請者が個人である場合にあつては住民票の写し」を「、登記事項証明書」に改め、同条に次の一項を加える。

4 知事は、条例第三条第一項の申請者に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）について、同法第三十条の八第一項の規定によるその利用ができないときは、申請者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

第四条第二項第一号中「ときは、登記簿の謄本若しくは抄本又は住民票の写し」を

「場合で届出をした者が法人であるときは、登記事項証明書」に改め、同項第二号中「登記簿の謄本又は抄本」を「登記事項証明書」に改め、同条に次の一項を加える。  
3 知事は、条例第三条第一項第一号に掲げる事項の変更の届出をした者に係る本人確認情報について、住民基本台帳法第三十条の八第一項の規定によるその利用ができないときは、当該変更の届出をした者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

主要農作物種子法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

秋田県規則第五十三号

主要農作物種子法施行細則の一部を改正する規則

主要農作物種子法施行細則（昭和三十一年秋田県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「および種子審査員の審査の事務を補助する種子審査補助員」を削り、同条第二項中「および種子審査補助員、及び」の各号を削り、同項第一号中「第十四条の二第一項」を「第八条第一項」に、「専門技術員または改良普及員」を「普及指導員」に改め、同条第三項中「第四条第六項」を「第四条第七項」に改め、「および種子審査補助員、及び」および様式第四号を削る。  
別表第一及び別表第二中「第四条」を「第三条」に改める。

様式第三号裏面中「抜すい」を「抜替」に

5 審査の基準及び方法は、都道府県が定める。  
6 第4項の規定により、審査を証拠を携帯し、関係者の要求がない。

府県が農林水産大臣の承認を受けて定め

行う当該技術史員は、その身分を示す、

5 審査の基準及び方法は、農林県が定める。  
6 前項の農林水産大臣が定める具備すべき最低限度の品質を確

あつたときは、これを呈示しなければな

水産大臣が定める基準に準拠して都道府

基準は、主要農作物の優良な種子として  
採することを旨として定める。  
行う当該技術吏員は、その身分を示す、  
あつたときは、これを呈示しなければな

様式第四号を削る。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

秋田県規則第五十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和五十四年秋田県規則第二  
十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第四号(七)中「第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者」を「第二百  
十条第一項に規定する認定電気通信事業者」に改め、同号(八)中「国立学校設置法(昭  
和二十四年法律第五十号)第九条の二」を「国立大学法人法(平成十五年法律第百  
十二号)第二条第四項」に改める。

様式第一号(裏)中「な母、」の次に「漁業に専ら従事する母の」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第一号の改正規定は、平成十七  
年四月一日から施行する。

7 第4項の規定により、審査を  
証拠を携帯し、関係者の要求が  
らない。

秋田県工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十七年三月三十一日

秋田県知事職務代理者  
秋田県副知事 西村 哲男

秋田県規則第五十五号

秋田県工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県工業技術センター条例施行規則(昭和五十七年秋田県規則第四十五号)の  
一部を次のように改正する。

別表表面粗さ形状輪郭測定装置の項の次に次のように加える。

押出機

一、五五〇円

別表ガス吸着量測定装置の項の次に次のように加える。

振動試験機

一、一五〇円

炭化賦活炉

一、一五〇円

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県高度技術研究所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

秋田県規則第五十六号

秋田県高度技術研究所条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県高度技術研究所条例施行規則(平成四年秋田県規則第四十九号)の一部を次  
のように改正する。

別表ディスク式記録再生特性評価装置の項の次に次のように加える。

高精度スピンスタンド

一、四〇〇円

別表電気化学測定装置の項の次に次のように加える。

光学式表面解析装置

一、〇五〇円

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

秋田県規則第五十七号

秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則（昭和五十年秋田県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二中「大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）により行われる大学入学資格検定」を「高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）による高等学校卒業程度認定試験」に改める。

「氏名 住所 氏名 住所」

様式第一号中「住所 氏名」を「住所 氏名」に改める。

連帯保証人 父又は母が あるときは 保証人のう ち1人は父 又は母とし てくださ い。	本籍地	住所	氏名及び 生年月日	年 月 日 生	収入 見込み (税込み)	本籍地	住所	氏名及び 生年月日	年 月 日 生	収入 見込み (税込み)
--	-----	----	--------------	---------	--------------------	-----	----	--------------	---------	--------------------

本籍地	
-----	--

を

連帯保証人	住所	氏名及び 生年月日	年 月 日 生	収入 見込み (税込み)
-------	----	--------------	---------	--------------------

に

改める。

「氏名 住所 氏名 住所」

様式第四号中

「住所 氏名」

に改める。

「住所 氏名」

様式第五号中

「住所 氏名」

に改める。

「住所 氏名」

様式第六号中「保証人、連帯保証人、住所（ふりがな）」

「住所 氏名」

④

「住所 氏名」

④

「住所 氏名」

④

「住所 氏名」

様式第七号中「保証人、連帯保証人、住所」

「住所 氏名」

「住所 氏名」

様式第十号中

「住所 氏名」

「住所 氏名」

- ④に改める。  
 様式第十五号中「保証人に」と「連帯保証人に」と改める。  
 附 則  
 1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。  
 2 この規則による改正後の秋田県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例施行規則様式第五号から様式第七号まで及び様式第十四号の規定は、この規則の施行の日以後に貸与される修学資金について適用し、同日前に貸与された修学資金については、なお従前の例による。

訓 令

秋田県訓令第30号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

秋田県人事事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲 男

秋田県人事事務取扱規程の一部を改正する訓令

秋田県人事事務取扱規程（昭和四十二年秋田県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第 三 条 第 一 項 中「へ調査」と「において調査」並びに「調整手当」と「調整手当」及び「の業務に従事させる」と並びに「は、公共的機関等の名称を記載する。」を改正する。

第 三 条 第 二 項

休 職	国立又は公立の病院、保健所その他公的医療機関において、当該傷病を専門に担当する医師による診断書。ただし、人事課長がこれにより難いと認めた場合は、その都度別に指定する医師による診断書	2	
復 職	〃	1	

休職又は復職（心身の故障の場合）	国立又は公立の病院、保健所その他公的医療機関において当該傷病を専門に担当する医師による診断書。ただし、人事課長がこれにより難いと認めた場合は、その都度別に指定する医師による診断書	2	復職の場合の提出部数は、1部とする。
休職（調査、研究等の業務に従事する場合）	学校、研究所等において調査、研究等が可能であることを証する書類	1	

改正する。

（注）この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に秋田県人事委員会に対して不服申立てをすることができる。

第 三 条 第 三 項

注 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、秋田県人事委員会に対して審査請求をすることができます。

改正する。

2 この処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する秋田県人事委員会の裁決を経た場合に限り、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県知事となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であつても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができません。  
 3 次のいずれかに該当するときは、1の審査請求に対する秋田県人事委員会の裁決を経ないで処分の取

消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附 則

この訓令は、平成十七年三月三十一日から施行する。ただし、様式第十号の改正規定は、同年四月一日から施行する。

秋田県訓令第四号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

秋田県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

秋田県職員服務規程の一部を改正する訓令

秋田県職員服務規程（昭和四十二年秋田県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第七号中「育児休業又は」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項に規定する育児休業又は同法第九条第一項に規定する」に改め、同条に次の一号を加える。

八 地方公務員法第二十六条の二第一項に規定する修学部分休業  
様式第一号の注を削る。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県訓令第五号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

単純労務の職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

単純労務の職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令  
単純労務の職員の給与に関する規程（昭和四十年秋田県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項の表ダム管理・建設業務手当の項中「地域振興局ダム管理事務所」を「地域振興局建設部のダム管理事務所」に改める。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県訓令第六号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

秋田県職務発明規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

秋田県知事職務代理者

秋田県副知事 西村 哲男

秋田県職務発明規程の一部を改正する訓令

秋田県職務発明規程（昭和五十九年秋田県訓令第九号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「一万円」を「三万円」に改め、同条第二号中「五千元」を「一萬五千元」に改める。

第十条第一項中「を次の各号に区分して、それぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額」を「の二分の一の額に相当する額」に、「翌年」を「翌年の」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「百分の三十以内の」を「二分の一の額に相当する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の秋田県職務発明規程（以下「新訓令」という。）第九条の規定は、この訓令の施行の日以後に県が設定の登録を受けた特許権、実用新案権若しくは意匠権（以下「特許権等」という。）又は県が譲り受けた特許権等に係る登録補償金について適用し、同日前に県が設定の登録を受けた特許権等又は県が譲

り受けた特許権等に係る登録補償金については、なお従前の例による。

3 新訓令第10条第一項及び第二項の規定は、この訓令の施行の日以後に特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利若しくは意匠登録を受ける権利(以下「特許を受ける権利等」という。)(又は特許権等の運用により、又は第三者への譲渡により得た収入に係る実施補償金について適用し、同日前に特許を受ける権利等又は特許権等の運用により、又は第三者への譲渡により得た収入に係る実施補償金については、なお従前の例による。

秋田県訓令第7号

庁 中 一 般  
教 育 委 員 会

保育士、保育所等に関する事務に係る教育庁職員の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月三十一日

秋田県知事職務代理者

秋田副県知事 西村 哲男

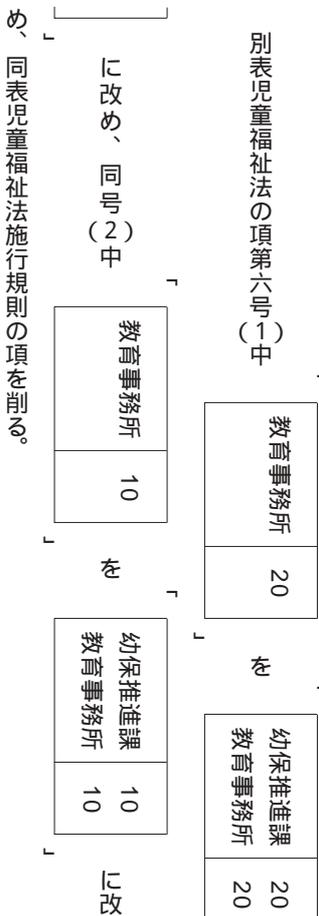
保育士、保育所等に関する事務に係る教育庁職員の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令

保育士、保育所等に関する事務に係る教育庁職員の補助執行に関する規程(平成十六年秋田県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「(教育事務所出張所を含む。以下この条において同じ。)」を削り、「教育事務所の長」を「教育事務所長」に改め、同条第四項中「教育事務所の長」を「教育事務所長」に改める。

第四条第五項中「教育事務所の長」を「教育事務所長」に改め、同条第六項を削る。

別表児童福祉法の項第六号(1)中



附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 082-8766000  
FAX 082-8766005  
E-mail: matsubara@matsubaranatsu.co.jp

